

住宅関連の支援策等一覧表（個人の方向け）

令和7年10月29日現在
高岡市被災者支援・復旧対策本部

支援目的	支援制度	摘要	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先
生活の立て直し	知事見舞金 ・住家に被害を受けた県民に、災害見舞金を支給 ※令和7年3月31日申請受付終了		10万円	5万円		—	—	—	社会福祉課 20-1366
	災害見舞金 ・住家に被害を受けた市民に、災害見舞金を支給 ※令和7年3月31日申請受付終了		10万円	5万円		2万円	—	—	社会福祉課 20-1366
	災害見舞金（共同募金会） ・住家に被害を受けた市民に、災害見舞金を支給 ※令和6年12月27日申請受付終了		2万円	1万円		—	—	—	共同募金委員会 23-2917
	災害義援金 〔7月30日更新〕 ・住家に被害を受けた市民に、義援金を支給 ※支給額は一次～三次配分の合計額 ※令和7年12月26日まで申請受付		180万円	135万円	90万円	45万円	18万円	6万円	社会福祉課 20-1367
	緊急移住支援金（市内転居） ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までに転居した世帯の引越しや生活必需品の購入など、当面必要となる費用を支援 ・被災者引越支援事業との併用不可 ※令和7年1月31日申請受付終了			世帯20万円 単身10万円			—	企画課 20-1101	
	緊急移住支援金（災害救助法適用市町村からの転入） ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までに転入した世帯の引越しや生活必需品の購入など、当面必要となる費用を支援 ・被災者引越支援事業との併用不可 ※令和7年1月31日申請受付終了			世帯20万円 単身10万円		—	—	企画課 20-1101	
	被災者転入支援 ・令和7年1月1日以降に転入した世帯の引越費用（引越業者等を利用）を支援 ※令和8年3月31日まで申請受付			上限10万円		—	—	—	建築政策課 30-7291
	被災者引越支援（地域コミュニティ再生のための引越支援） ・被災時の住居と同一中学校区内に住宅を確保し、居住した世帯への引越費用（引越業者等を利用）を支援 ・緊急移住支援金との併用不可			上限10万円（概ね10世帯以上がまとめて転居される場合は上限15万円）					建築政策課 30-7291
	被災浄化槽修繕等事業費補助金 ①下水道計画の無い地域にお住まいの方の、被害を受けた合併処理浄化槽を修繕・更新もしくは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する費用を支援 ②下水道が未整備の地域にお住まいの方の、被害を受けた合併処理浄化槽を修繕もしくは更新する費用（単独処理浄化槽の修繕等は対象外） ※令和7年12月26日まで申請受付			①合併処理浄化槽の修繕等に要した経費（ただし補助申請後環境大臣に協議し承認された額） 5人槽：上限160万円・7人槽：上限180万円・10人槽：上限200万円 ②合併処理浄化槽の修繕等に要した経費の2分の1 5人槽：上限13万円・7人槽：上限15万8千円・10人槽：上限22万円					環境政策課 22-3212
	賃貸型応急住宅の提供 ・住宅が被害を受け、住み続けることが困難な程度の傷み等があり、自らの住家に居住できない世帯に対して、災害救助法に基づき、市が民間賃貸住宅を借り上げ提供する制度 ・原則入居日から2年間（支援内容：家賃、共益費等） ※住宅の応急修理を併用する場合は発災日から6か月以内 ※令和7年3月31日申請受付終了		最大8万5千円 以下の家賃補助	最大8万5千円以下の家賃補助 (半壊でやむを得ず解体を行う方)	※	※			建築政策課 20-1403
当面の住宅確保	市営住宅等への一時入居 ・原則入居日から6か月の間（やむを得ない事情と認められる場合、1年間まで延長可）使用料を免除した上で提供（ただし、退去時には修繕費（清掃費等）が必要）			地震により住宅に被害を受け住宅を確保することが困難と認められる場合、使用料を免除					建築政策課 20-1403
	住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） [10月29日更新] ・屋根、壁、床等の日常生活に必要不可欠な部分を修理する方に対し、修理費用を支援 ・公費解体との併用不可 ※令和8年10月30日までに完了報告が必要			上限70万6千円	上限 34万3千円	—	—	—	建築政策課 20-1429
	被災住宅の解体撤去 ・公費解体／費用償還 ・公費解体：申請に基づき、市が解体等を実施 ・費用償還：公費解体実施前に市民等が自費で解体・撤去を行った場合、費用を償還 ※令和7年3月31日申請受付終了 ※やむを得ない理由により期日まで申請できなかった方は問合せ先までご相談ください			公費解体：申請者の費用負担なし 費用償還：申請者が自費で解体・撤去を行った費用を償還 ※償還額は、解体・撤去の経費を申請に基づいて再算定します。	—	—	—	—	環境政策課 22-2144
	被災住宅等除却支援事業 ・住宅の解体に対する支援（部分解体が対象になる場合あり） ※令和7年度から準半壊以上に対象を拡大			上限20万円		—	—	—	建築政策課 30-7291

ロック塀等の解体撤去	地震被害ロック塀等撤去支援事業 ・道に面する倒壊の恐れのあるロック塀等を撤去するものが対象 ※令和7年3月31日申請受付終了		上限2万円（り災証明書がなくても対象となります）							建築政策課 20-1429
居住用住宅の再建	生活再建支援金の支給（全壊～半壊） ・住宅の被害程度と住宅の再建方法等に応じて支援金を支給 ・災害起因のやむを得ない理由により解体し、新たに建設・購入する場合は、半壊以上で一律300万円、賃貸住宅に住む場合は半壊以上で一律150万円を支給 ※単身世帯は4分の3を支給 ※基礎支援金は令和8年1月31日まで、加算支援金は令和9年1月31日まで申請受付	建設・購入	300万円	250万円	100万円	100万円	—	—	—	社会福祉課 20-1366
		補修	200万円	150万円	50万円	50万円	—	—	—	
		賃借	150万円	100万円	25万円	25万円	—	—	—	
生活再建特例支援金の支給（準半壊） ・住宅の再建方法等に応じて支援金を支給 ※国・県の被災者生活再建支援制度の対象にならない、り災証明書「準半壊」の判定を受けた世帯を対象とした本市独自の制度 ※単身世帯は4分の3を支給 ※基礎支援金は令和8年1月31日まで、加算支援金は令和9年1月31日まで申請受付	建設・購入	—	—	—	—	—	50万円	—	—	社会福祉課 20-1366
	補修	—	—	—	—	—	25万円	—		
	賃借	—	—	—	—	—	10万円	—		
被災木造住宅耐震改修支援	・液状化被害等を受け、耐震診断により耐震性が不足していると認められる木造住宅 ※一部損壊については、宅地に沈下や傾斜が生じたものが対象 ※令和7年度から補助上限を増額	建設・改修	上限140万円							建築政策課 20-1429
被災住宅沈下傾斜対策支援	・床、壁、柱等に傾斜が生じ、修繕するものが対象 ※被災木造住宅耐震改修支援との併用不可	改修	上限30万円							建築政策課 20-1429
耐震診断支援	・富山県建築士事務所協会による耐震診断費用の自己負担分を補助		上限6千円							建築政策課 20-1429
液状化被害宅地復旧支援	・住宅の用に供されていた宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復を支援 ※一部損壊については液状化によるものが対象	建設・改修	上限766万6千円							建築政策課 20-1429
自宅再建時の借入金に係る利子助成	・県内で住宅を新築、購入または補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額にかかる利子を助成	建設・購入 ・改修	上限300万			—	—	—	—	富山県建築住宅課 076-444-3355
被災者新生活応援事業	・被災時の住居と同一中学校区内で、令和6年1月1日から令和8年3月31日までに取得した新耐震基準等を満たす空き家の居住性の向上に必要な工事費用を支援 ※ただし固定されない物品等の購入や設置に要する費用を除く	改修	上限20万							建築政策課 30-7291

※表中、特に記載のないものは基本的に併用可能